

13. 事業所税及び都市計画税が充てられる都市計画事業等に要する経費

(単位 千円)

区分		事業費	一般財源	
事業所税の対象	都市計画税の対象	街路整備事業	668,437	116,287
		公園整備事業	360,826	162,926
		市街地再開発事業	5,604,671	1,410,262
		その他の事業	3,097,341	2,994,917
	対象事業に係る公債費		2,749,809	2,749,809
	小計		12,481,084	7,434,201
	道路等整備事業		2,898,083	773,310
	公園整備事業(都市計画事業分を除く)		277,407	9,907
	教育文化施設整備事業		2,641,268	643,993
	社会福祉施設等整備事業		299,749	38,917
	消防施設整備事業		504,504	404
	住宅施設整備事業		205,750	
	対象事業に係る公債費		4,904,872	4,626,265
	計		24,212,717	13,526,997

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充て、都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てられます。

- ・事業所税の課税対象 市内の事業所用家屋の課税対象床面積合計が1,000㎡を超えるまたは市内の課税対象従業者数合計が100人を超える法人、個人
- ・都市計画税の課税対象 市街化区域内の土地及び家屋

【歳入】市税のうち事業所税	2,206,526 千円
市税のうち都市計画税	7,200,931 千円
【歳出】都市計画事業等に要する経費	24,212,717 千円
(うち一般財源)	13,526,997 千円)